

令和4年第2回美唄市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年2月24日(木) 午前9時30分～午前9時45分
- 2 開催場所 美唄市役所市長会議室
- 3 出席委員 19名
会長 19番 今田邦彦
会長職務代理 18番 畑雄二
委員 1番 澁谷英昭 2番 白木義一
3番 森良明 4番 太田秀樹
5番 貞廣樹良 6番 鈴木孝典
7番 高橋修 8番 吉田彰
9番 長谷川彰徳 10番 赤澤良一
11番 柏葉政良 12番 岩間秀一
13番 中澤裕幸 14番 齊藤良平
15番 峯崎光行 16番 田中政幸
17番 伊藤貢三

欠席委員(0名)

- 4 説明員 水上事務局長・佐藤事務局次長・山下農業振興係長
- 5 議事日程
第1 会議録署名委員の指名
第2 会期の決定
第3 諸般報告
第4 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可の件
第5 議案第7号 農地法第4条第1項の規定による許可の件
第6 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件
第7 議案第9号 美唄市農業振興地域整備計画変更の件
第8 議案第10号 美唄市農業経営基盤強化促進基本構想策定の件

令和4年第2回農業委員会総会

議長	ただいまより、令和4年第2回美唄市農業委員会総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。 日程の第1、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、議席番号5番貞廣樹良委員、6番鈴木孝典委員を指名いたします。 つぎに、日程の第2、会期の決定であります。今期総会の会期は、本日1日と致したいと存じますが、これにご異議ございませんか。
委員	(なしの声)
議長	ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日とすることに決定をいたします。 つぎに、日程の第3、諸般報告に入ります。諸般報告については、記載のとおり朗読を省略いたします。ご質問ございませんか。
委員	(なしの声)
議長	ないようでございますので、これをもって報告を終わります。 つぎに、日程の第4、議案第6号、農地法第3条第1項の規定による許可の件を議題といたします。 事務局から説明を求めます。
山下係長	ただいま議題となりました議案第6号農地法第3条第1項の規定による許可の件について、ご説明いたします。このことについて、次のとおり申請があったので許可の可否について審議を求めるものです。これは、当事者が農地または採草放牧地について、所有権の移転または権利の設定をする場合には、農業委員会の許可を受けなければならないこととなっていることから、その許可の可否について審議を求めるものです。 (議案朗読省略) なお、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号に係る不許可要件には、該当しないものです。場所につきましては、議案第6号資料のとおりとなっております。以上で説明を終わります。

議 長	ただいま事務局から説明があつた農地法第 3 条第 1 項の規定による許可の件について、質疑を行います。 これに、ご異議ございませんか。
委 員	(なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、原案のとおり許可することに決定をいたします。 つぎに、日程の第 5、議案第 7 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可の件を議題といたします。 事務局から説明を求めます。
事務局長	ただいま議題となりました議案第 7 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可の件についてご説明いたします。このことについて、次のとおり申請があつたので許可の可否について審議を求めるものです。 (議案朗読省略) 申請理由は、農家住宅の建築です。申請地は、農用地区域外の農地で第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないため、また、当該地に代えて事業目的を達成できる代替地も存在しないことから、運用通知第 2 の 1 (1) 力を適用し第 2 種農地 (その他農地) として、農地法第 4 条第 1 項の規定の許可相当と判断いたします。場所につきましては、議案第 7 号資料のとおりとなっております。なお、農家住宅で 30 a 以下の転用であるため北海道農業会議への意見聴取は不要となります。以上で説明を終わります。
議 長	ただいま事務局から説明があつた農地法第 4 条第 1 項の規定による許可の件について、質疑を行います。 これに、ご異議ございませんか。
委 員	(なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、原案のとおり許可することに決定をいたします。 つぎに、日程の第 6、議案第 8 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。 事務局から説明を求めます。
佐藤次長	ただいま議題となりました議案第 8 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画決定の件について、ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 18 条

		の規定により美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求めるものです。利用権の設定の種類は1番、2番が所有権移転、3番から5番が賃借権設定です。 (議案朗読省略) なお、1番は北海道農業公社が利用権の設定等を受けるものであり16ページ別添1調査書、2番から5番は個人が利用権の設定等を受けるものであり17ページ別添2調査書、以上のとおり農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。場所につきましては、議案第8号資料のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては、2月24日を予定しております。以上で説明を終わります。
議	長	ただいま、事務局から説明があった農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件について、質疑を行います。 これに、ご異議ございませんか。
委 議	員 長	(なしの声) ご異議なしと認めます。 よって原案のとおり決定をいたします。 つぎに、日程の第7、議案第9号、美唄市農業振興地域整備計画変更の件を議題といたします。 事務局から説明を求めます。
	山下係長	ただいま議題となりました、議案第9号美唄市農業振興地域整備計画変更の件について、ご説明いたします。このことについて、美唄市より意見を求められたので、審議のうえ意見を付すものです。 (議案朗読省略) 公簿・現況ともに山林、森林法に基づく植栽を計画している土地で、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の除外要件を満たしていると考えます。なお、場所につきましては、議案第9号資料のとおりとなっております。以上で説明を終わります。
議	長	ただいま事務局から説明があった美唄市農業振興地域整備計画変更の件について、質疑を行います。 これに、ご異議ございませんか。

委員 議長	(なしの声) ご異議なしと認めます。
	よって、特に異議はないとの意見を付した意見書を提出することといたします。 つぎに、日程の第8、議案第10号、美唄市農業経営基盤強化促進基本構想策定の件を議題といたします。 事務局から説明を求めます。
山下係長	ただいま議題となりました議案第10号美唄市農業経営基盤強化促進基本構想策定の件についてご説明いたします。このことについて、美唄市より意見を求められたので、審議のうえ意見を付すものです。 本案件につきましては、1月27日開催の委員協議会において市農政課から基本構想について説明を受けたところであり、内容につきましては、美唄市農業経営基盤強化促進基本構想（案）別冊のとおりとなっております。以上で説明を終わります。
議長	ただいま、事務局から説明のあった、美唄市農業経営基盤強化促進基本構想策定の件について質疑を行います。 これに、ご異議ございませんか。
委員 議長	(なしの声) ご異議なしと認めます。
	よって、特に異議はないとの意見を付した意見書を提出することといたします。 以上をもちまして、第2回農業委員会総会は閉会いたします。ご苦労様でした。